

2020年5月吉日

新生児蘇生法修了認定者 各位

日本周産期・新生児医学会
新生児蘇生法普及事業 事務局

平素より新生児蘇生法普及事業にご支援いただき、誠にありがとうございます。

第124回日本小児科学会学術集会（2021年4月16日～18日：国立京都国際会館）にて、教育講演10「日本蘇生協議会ガイドラインに基づいた新生児蘇生法2020ガイドライン」（座長：水野克己先生・演者：細野茂春先生）の講演を現地にて聴講または配信にて聴講された方は、新生児蘇生法修了認定のアップデートとなります。日本小児科学会より発行された「受講証」を以下の申請の際に新生児蘇生法事務局までご提出いただきますとアップデート登録となります。

1・ガイドライン2020版でインストラクターをされる予定のある方

ガイドライン2020版の新生児蘇生法公認講習会にてインストラクターをされる際に、事務局から、未アップデートである旨のご連絡がございましたら、日本小児科学会学術集会の教育講演10を聴講されたとお知らせください。または事前に下記まで「受講証のコピー」をお送りください。

2・上記以外の修了認定をお持ちの方

ご自身の修了認定の更新手続きの際に、日本小児科学会学術集会の教育講演10の「受講証のコピー」を申請書類と共にお送りください。更新のタイミングでガイドライン2020へのアップデート登録の完了となります。または事前に下記まで「受講証のコピー」をお送りください。

なお、新生児蘇生法ホームページの「ガイドラインアップデート動画」を視聴されている場合は、自動的にアップデート登録が完了しておりますので、「受講証」のご提出は不要です。

【本件に関するお問い合わせ：送付先】

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町2-30

日本周産期・新生児医学会事務局 新生児蘇生法普及事業

電話:03-5228-2017 FAX :03-5228-2104 E-mail: info@ncpr.jp